

平成21年度 第4回 洞爺湖町行財政改革審議会会議録

日 時 平成21年12月10日(木)  
午後1時30分から  
場 所 洞爺湖町役場 第2委員会室

○会議次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 題 洞爺湖町財政健全化計画(案)について
- 4 その他
- 5 閉 会

○出席委員

田 中 篤之助	桑 原 敏	橋 本 豊 子
村 上 隆 昭	福 島 浩 二	平 手 忠 男
金 子 賢 朗	大 西 晴 雄	

○欠席委員

大 宮 實 塚 本 政 寛

○会議に出席した町職員等

吉 田 茂	綱 嶋 勉	森 寿 浩	伊 藤 里 志
澤 登 勝 義	武 川 正 人	末 永 弘 幸	

## 1 開会《13:30》

**事務局** ごくろうさまです。ただいまより、平成21年度第4回洞爺湖町行財政改革審議会を開催させていただきたいと思ひます。

まず最初に開会にあたりまして、副町長よりご挨拶いただき、その後、会長挨拶として進めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

**副町長** 皆様ごくろうさまです。

今日は第4回の行財政改革審議会ということでございます。

前回の審議会の中で、町の健全化計画（案）について、ご説明申し上げたところでございますけれども、ご承知のとおり9月の定例会において、平成20年度の決算が認定されて、その中で実質公債費比率が29.8%ということで、25%を超えるということでございますので、財政健全化法における早期健全化団体ということになった訳でございます。

今日、財政課長からご説明申し上げますけれども、財政健全化計画（案）につきましては、事業年度の変更等もござひます。

また事務事業の見直し等もござひまして、一部変更されているところござひまして、これに基づきまして、健全化法に定める外部監査を実施したところござひまして、8日付けで報告がなされたところござひまして、計画については正しいというような監査を受けたところござひます。

今日は、審議会のほうにご報告申し上げまして、その後、国、道ともこの案について、調整をしております。

その後14日に議員協議会を開きまして、議員の皆様にご説明申し上げまして、その後22日の第4回定例議会において、財政健全化計画を採決するというところになっている訳でございます。

ご承知のとおり、単に実質公債費比率のみではなくて、もう一つの原点である実質収支の問題もありますので、先週から町内8箇所において町政懇談会を実施しておりますけれども、その中でもご説明申し上げまして、ご理解をお願いしているところござひます。

今日は財政健全化計画の案についての説明、また行政改革実施計画、集中改革プランの変更についての議題ですけれども、どうぞよろしくご意見賜りますようお願い申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

**事務局** それでは会長のご挨拶をいただいた後、早速議事進行についてよろしくお願ひいたします。

**会長** 皆さんこんにちは。

久しぶりの審議会ではございますけれども、お集まりいただきましてありがとうございます。

内閣も変わりました、期待をしているわけでございますけれども、今のところは混乱し

ていまして、なかなか見えていないような状態かと思えますけれども、地方財政については、自前である程度やっていかなければならないという政権の柱でございますので、おそらくこれ以上楽にしてくれる希望はないのかなと思えます。

前回のときは平成20年度の決算が終えていないということで少し期待していたんですけども、やはり厳しい財政の中で、このような状態になってしましまして、そういうことで、今まで捻った案でいけると思っていましたけれども、もう少し修正しなければならないということで、今日お集まりいただきました次第です。

まだまだ厳しい時代が続くと思えますけれども、慎重に審議していただきまして、少しでも立ち直る期間を早めて、新しい問題に取り組めるような財力をつけていく、健全財政にもっていくことを願っていますけれども、少しは時間はかかるのではないかと思います。今日はあまり時間はありませんけれども、慎重に審議いただきまして、借金ゼロへの財政へ抜け出せるよう、希望を持ちまして挨拶といたします。

**会長** それでは、第4回 行財政改革審議会を開催いたします。

先日、財政健全化計画（案）を配付いただいていますけれども、これに更に手を加えなければならないということでございますので、その辺の説明をしていただき、再度ご確認をお願いいたします。

**税務財政課長** それでは、私の方からお手元にお配りをした資料に基づきまして、ご説明させていただきますと思います。

お手元に、町の財政健全化計画（案）の21年12月の表記をしたものと、この最終的な計画案について、7月に審議会の皆さんにその時点での計画（案）についてご説明申し上げていますので、それ以降に見直した部分について、別様で、「洞爺湖町健全化計画（案）の変更内容」という資料をお配りしております。

その資料に基づきましてご説明申し上げます。

今日配付の計画（案）でございますが、数値の羅悦の計画書（案）でございましたので、具体的に分かりやすくするためにグラフですとかを追加してございます。

また、一部表現といえますか、変更もございますが、係数的な部分の変更についてご説明申し上げたいと思います。

まず4ページの将来負担比率の20年度数値につきまして、7月時点では、20年度決算に基づきまして算出した比率で、ご説明、計画書への表記してございましたが、変更の内容といたしましては、下水道事業の起債の算定上の取扱いについて見直しがされたことに伴いまして、比率が変わっております。

221.4%から240.3%というように訂正をお願いしたいと思います。

次に12ページでございます。

収支の関係でございますが、財源不足の累計額、6億5千万円につきまして、6億4,300万円で、この主たる中身につきましては、別に配付の資料をご覧いただきたいのですが、この計画の中には高砂貝塚の保存整備事業、実施年度が平成21年度から26年度

ということで計画しておりましたが、一部国の補助の関係がございまして、平成23年度と一年おきまして、25年度から29年度で園地の整備をするということで、見直しをした関係で財源不足額に変更が生じているという内容でございます。

続きまして、19ページでございます。

実質赤字額と実質赤字比率につきましても、12ページの理由のときにお話申し上げましたけれども、高砂貝塚事業の実施年度の変更に伴う部分と保育料で、7月にお話した時には検討ということでしたけれども、その後関係の住民の皆様とご協議したうえで、町といたしましては、具体的な見直しの方針が決定しましたのでそれに伴って効果額を金額的なものが出てきたと。

それから給食センターの統合につきましても、7月の時点で、平成22年度から2箇所の給食センターについて、1箇所にするという考え方で計上していましたが、関係住民の皆様ともう少し時間をかけて22年を、24年度統合に変更するという内容で実質赤字額、それから実質赤字比率につきましても、金額の変更が生じてございます。

それに伴いまして、連結実質赤字額及び比率につきましても同様の要因で金額、率ともに変更しているという内容でございます。

続きまして、20ページでございます。

実質公債費比率の推移の状況でございますが、将来負担比率同様、下水道事業の起債の算定上の変更に伴いまして、単年度の比率、それから実質公債費比率の3ヵ年平均値の20年度の比率、それから将来の見込みの比率につきましても変更してございます。

7月時点では、20年度の決算に基づく3ヵ年平均値が、21年度の欄、30.4%という比率でご説明申し上げたところですが、最終的には29.8%という比率になったという内容でございます。

説明資料の2ページ目になりますが、将来負担比率につきましても、20年度の比率も下水道関係で変わっていますが、将来、21年度以降の見込みの比率につきましても同様な理由で算定の見直しをした関係上、記載の比率に変更になっているという内容でございます。

続いて22ページでございます。

こちらは、前のページでお話した内容の累積財源不足額、収支不足額が、6億5,000万円が6億4,300万円に変更しているという内容でございます。

23ページでございます。

新たな改善方策の効果額、目標額でございますが、こちらは7月の段階では、9億400万円の目標額でございましたが、保育料や給食センターの統合の関係等で8億8,600万円という目標額に変更になっております。

それから、給与の独自削減の関係でございますが、実は平成21年度に国家公務員の人事院勧告に伴いまして、給料、期末手当の削減の勧告がなされ、それを受けて、国家公務員同様に削減をする部分がございますので、22年度に見込んだ独自削減の部分、総額では、

人事院勧告の削減を加味した効果額、変わりませんが、独自削減の部分が若干ですが減少するという内容でございます。

併せて、24ページですが、一部項目を追加してございます。

議員定数の見直し、これにつきましては、項目立てしていなかったのは、新たな方策前に条例改正が済んでいた関係で、項目出ししていなかったわけですが、これから、効果額が出る部分でございますので、追加項目としてこの計画に盛り込みました。

併せて議員報酬、現在は期末手当を20%独自削減して、平成19年度から実施してございますが、新たに月額議員報酬についても現在、22年度に実施に向けて見直し作業を実施してございます。

具体的にはまだ率、金額は確定してございませんので、項目として追加しているということでございます。

それから農業委員会の委員定数の関係ですが、実は来年3月に改選期でございます。

現有定数から3名を減員するという方針で最終的に調整しているということでございますので、これにつきましても追加して項目立てをしているという内容でございます。

次に26ページ、職員の抑制の関係ですが、これらについては、7月の時点では、合併協議の計画で説明していたところですが、町は新たに職員の適正化計画を本年定めておりますので、表記方法をこの計画に変えたという内容でございます。

次に27ページでございます。

保育料につきましては、従来検討ということでしたが、方針が具体的になりましたので、それを見直したと。

それから給食センターの統合の関係でございます。

統合の計画年度を22年度から24年度に見直しをしたという変更内容でございます。

それから、次の保育所の統合の関係でございますが、7月の時点での表記の仕方は、常設保育所で、本町保育所と入江保育所の統合ということで項目立てしておりますが、町内の全ての保育所を検討するという考え方でございますので、保育所の統合というふうに変更をさせていただきます。

それから、最後の38ページ、将来負担比率の推移、平成21年度以降、計画期間の平成27年度までにつきましても、先程20年度の決算の将来負担比率のご説明申し上げたところですが、これらにつきましても算定の見直しの関係でそれぞれ推計値も変わってくると、それに基づきまして変更しているという内容でございます。

以上が、財政健全化計画（案）の変更している内容でございますが、もう一つお手元の方にはそのうち、高砂貝塚の關係の整備事業の具体的な計画期間の事業費、収入の關係、それから給食センター、保育料等の具体的な金額の説明、算定資料につきましても別様でお配りしていると思っておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

先程、副町長の方からもありましたように、この配付した計画案につきましても、町の平成21年度から平成27年度までの2つの課題であります、実質公債費比率の關係、収支

バランスが取れていない関係の改善の財政の計画として、12月に町として行政報告で提出すると。

併せまして健全化法の法律に基づく、実質公債費比率を25%未満とするという健全化の計画が主たるものでございますが、平成21年度から平成24年度の4ヵ年の計画で議案として、12月定例会に提出するという内容で今、進めていますので併せてご報告させていただきたいと思っております。

従来、健全化の関係の計画期間につきましては、平成21年度から平成25年度ということで、ご説明してきたところですが、国と協議の結果、決算期で最終年度を期間としていると。

平成25年度としていたのは、24年度の決算が終わって、健全化判断比率である実質公債費比率の率が確定するのが、平成25年の8月ないし9月で比率が出るという考え方で、町が計画していたわけでございますが、最終的には国の考え方としては、決算期、24年度決算であれば、24年度までの計画期間でいいということで整いましたので、1年短縮されたという内容でございます。

以上が、健全化計画案の変更内容でございます。

**事務局** 続きまして財政健全化計画案の変更に伴う、行政計画実施計画の変更についてでございます。

これにつきましては、行財政改革推進室長よりご説明申し上げます。

私の方からの説明でございます。

今、税務財政課長から説明がありました、健全化計画、これの実効性を取りながら進行管理を図っていくという役割を持ちますのが、集中改革プラン、行政改革実施計画となります。

以前、配付した、集中改革プランの補強修正版、これの計画の中に今回の見直しがあった部分の内容について、盛り込むということでございます。

お手元には、横1枚もので集中改革プランにおける目標値ということで一覧表と新旧対比ができるようにということで、行政改革実施計画の補強修正版の変更ということで2枚ものが配付されているかと思っております。

変更の方、新旧対照表と集中改革プラン、補給修正版の冊子を付けあわせて、ご覧いただきたいと思っております。

今回の健全化計画の修正、変更ということで、3ページ目をお開きいただきたいと思っております。

3ページ目につきましては、補強修正後の効果額の一覧でございます。

当初の数値から、今回の実施年度のずれがございますので、額が変動となっております。

この補強修正版の3ページについて、変わる箇所がいくつかあるものですから、表自体を差替えてございます。

それが新旧対照表の後ろについている一覧表でございます。

これが全て差替えになるということでございます。

続きまして、5ページになりますが、ここでは給食センターの統合、5ページの3の括弧2、事務的経費の見直しの中に21年度以降の改革の項目の中にいろいろな実施する事業が書いてございますけれども、当初、給食センターの統合は、22年度としてございましたけれども、これが24年度に移行するというので、この部分の修正でございます。

それからその下でございます、5ページの常設保育所の統合検討ということで記載していた部分については、これは常設保育所に限らないということから、保育所の統合検討ということで修正をするということでございます。

続きまして6ページでございますが、3の括弧5の町税等の歳入確保と負担の適正化でございますが、当初は保育料の見直しを検討となっておりますけれども、先程のとおり保育料の見直しを22年度に行うということから、これを括弧書きで22年度ということにしたものでございます。

それから14ページになりますが、これについては、職員の給与、諸手当の部分でございますけれども、一番下段の左側に効果と記載がありまして、今回、追加ということで額の変更をしていたところでございますが、ご覧のとおり特別職の給与削減、一般職の給与独自削減、平成22年度の効果額の見込額について、ご覧いただいているとおりの変更ということでございます。

それから、15ページ及び20ページですけれども、この中では21年度に策定する定員適正化計画という書き方になってございましたけれども、定員適正化計画が策定されましたことから、21年度に策定するという言葉を削除したということでございます。

それから26ページでございます。

これにつきましては、給食センターの関係、それから先程の常設保育所、これを保育所に統合するというので、給食センターについては、年次がずれるということから22年度に予定していましたが、この効果額を取りまして、23年度以降のところ給食センターの統合、これを移すということから、改革の内容の追加のところから削るということでございます。

それから効果額につきましても、この変更によって900万円、22年度に見込んでいたものを24年度にずらすということからの変更でございます。

それから33ページでございます。

これにつきましては、受益者負担の適正化ということで、これにつきましては、保育所の料金になりますけれども、保育所の料金の見直しの検討をするということでしたけれども、22年度に保育料を改定するというので、目標、改革の内容を変更するというものでございます。

それから、これに伴いまして、年度別計画の所で保育料の改訂を打ち出して表示をするので、それから効果額につきましても22年度で、単年度100万円の歳入を見込むという

ことから、この変更をするということでございます。

このたびの財政の健全化計画の変更に伴います、実施計画はこれで整合を執りたいということから、今回、併せて変更をするというものでございます。

この計画に関する説明は以上でございます。

**事務局** 続きまして、第3回行革審議会における質問事項への回答ということで、総務課長から回答したいと思いますのでよろしく申し上げます。

**総務課長** 総務課の森でございます。今、澤登課長の方からお話ございましたように、9月の審議会時において4点ほど、私の方の所管であります、点におきまして、質疑があったということで、その4点についてご説明させていただきます。

一点目でございますが、希望降任制度について、職員の勤労意欲につながるとあるが、よく理解できないのでご説明を願いたいということでございます。

これにつきましては、今年の4月に要綱を作成して、実施しております。

これについては、職員自らの意思によって降任の申し出をするというものでございまして、その理由としては、一つは病気等によって現状の職責を果たせないという状況があると、一つは家族の介護など、そういった家庭的な事情によって職責を果たせない。

それから、職責の増大によって身体的、精神的、そういった部分で職責を果たせないと感じる。

いわゆる現代病といいますか、うつという病気もございますけれども、そういった症状を持つ職員。

それからもう一つは55歳以上のもので後進に道を譲りたいと、組織の活性化を図ってほしいというものがある場合は、これを受けるといような4点ほどの大きな項目がございます。

3つの事項については、やはり家庭の環境や身体的、精神的そういったものの中でその職位をこなせないと、相当やはり精神的にプレッシャーがあるという場合に、ワンランク下げるか、あるいはツーランク下げるか、そういった中で仕事をしたい場合は受けるといことで、極端に降任したからといって、バリバリ意欲がわくといようなことではないとしても、精神的にやはり少し開放されますので、そういった中で通常の状態の仕事ができるとそういった職場環境を整えてあげるといような制度ということをご理解をお願いしたいと思います。

それから2点目でございます。

部制の廃止という中で、今の係制をずっとやってきましたけれども、グループ制というのが試行として導入されているということでもう少し、部は減ったけれども全体的に減っていないような感覚で、もう少し形をすっきりした方がいいのではないかといような質疑があったかと思っておりますけれども、これについては、部制の廃止については、今年の1月から廃止していますが、これについては端的に言いますと決裁系統がスピーディーになると。

部長がいることによってそこにワンランク増えるわけですから、そういった形の中では、決裁系統が迅速になり、意思決定が早くなるというような考え方もございます。

それから、グループ制でございますが、これについては定数の管理にも関連してきますが、合併後の職員数というのが184名、18年度あったかと思えます。

今回、この後の職員定数管理の質疑と重複するかもしれませんが、定数管理計画を策定しました。

その手法は全国に類似団体というのがございます。

これが67団体、全国にございまして、その中から人口規模がある程度近い団体、12団体ほどをピックアップしまして、そういう類似団体との比較の中で定数計画を検討したわけでございますが、現状では165名おります。

洞爺高校の教員は除いています。

計画策定に向けて検討した結果、131名が概ね類似団体と比較して適当な数ではないかということで、今後10年間でそういう数値を目標に定数を管理していくという計画にしています。

その中で職員数が減っていくと、そうすると事務の合理化、組織体制のあり方などを検討していかなければならないという中で、今まで係制として縦で割っていたんですが、例えば2つの係があった場合、それを一つのグループにすると。

すると例えば、それぞれの係りに3名いた場合、一つのグループにすると6名になると。

そうすると係の壁が取れますので、並間の調整といいますか、ある程度、大変な時期、そうでない時期というものの調整が出来て、例えば全体6名の人数を5名にできるのではないかと、そういったこともございまして、そういうことから、グループ制を試行として導入してやってみようということにしております。

グループ制、係制、どちらもメリットデメリットがあるかとは思いますが、今、申し上げましたようにグループ制にした場合は割りと事務配分が合理的になるというか、流動的な体制が取れると。

逆に言えば、町民からは見えづらい面があるかなということもありますが、そういったことで今年、町長部局で6課、12グループ、教育委員会でもひとつやっておりますけれども、そういうことでグループ制を導入して、検証をしながら機構のあり方を検討していきたいということで進めているということでございます。

もう一つは今、重複しますけれども、職員定数の管理ということで、このときは、今後の勧奨退職等で相当の職員が退職しているということで類似団体規模と比較しても、職員数を割り込んでいるのではないかと。

勧奨退職制度をこのまま進めて組織的な問題にならないかというご質問があったと伺っております。

その点につきましても、今申し上げましたように類似団体との比較の中では、やはり合併後、人数的には多いという中で計画的に減らしていくという考えでおります。

勸奨退職については、平成19年、20年で特別勸奨というのをやっておりますけれども、今年からはそれはやめております。

通常の勸奨退職といたしますか、退職手当組合という北海道の一部事務組合がございます。

概ねの町村、入っているところ、入っていないところがありますが、概ねの町村がこれに加盟をしております、その退職手当組合の条例の中で、制度的に勸奨退職をすることができるという規程がございます。

それに基づきまして勸奨退職を勧めるという考え方でおります。

4点目でございますが、遊休財産の利活用ということでございます。

遊休財産については、土地建物等ございますけれども、一応、健全化計画にも盛り込まれていたかと思っておりますけれども、土地につきましては、今年経済対策の中で不要な老朽化した教員住宅、消防の待機宿舎を解体などもしております。

土地がそこに出てきます。

できるだけ処分できる土地は売りましょうという考え方は持っております、当面来年につきましては、この計画にも載っておりますけれども、入江の板谷川団地の跡地がございます。ここを売却したいと。

方法については、インターネットの官公庁オークションがございます。

これに掲載しますと、手数料が3%取られるんですが、結構、廃校施設の売却したとか、そういうものも掲載されており、全国的にこれを見られますので、そういった手法も入れながら売却していきたいと思っております。

ただ、洞爺湖温泉にも土地がございますけれども、やはりイベントの時の駐車場、冬期の雪捨て場などと、やはり行政としても確保しておかなければならない土地もございますので、そういったものも含めながら、できるところは売却したいという考え方でおります。

それから、廃校舎が3つほどございますが、計画としてあるのは、旧大原小学校、これについては、地元の幸清会が来年度から使用したいと。

内容については、道からの委託事業があるらしいのですが、その介護の認知症関係の研修会を年4回ほど、60名ほどとなりますが、これに加えて絵画ですとか焼き物の先生にもパイプがあるということで、ギャラリー的なものもそこで行いたいと。

それから、思い出の品が、子どもたちの絵ですとか、あるのでそれらを残した中で、そういった事業を行いたいというお話が来ております。

旧成香小学校について、江別の酪農学園大学との協定を結んでいますけれども、ここで利用したいということで、ここについては政権交代の関係で大学への補助関係がはっきりしない部分があるということで、まだ具体的にまだ詰まった話ではございませんけれども、一応そういったお話が来ているということでございます。

私の方からは以上でございます。

**副町長** 最後に給食センターの統合の関係がございますので、私の方から状況をお話したいと思っております。

給食センターが2箇所あるということでございまして、これを一つにした場合、例えば虻田の給食センターであれば規模的にできるという状況がございまして、ただ一部の設備の更新ですとか、ちょっとした改修が必要になるだろうということでございます。

また洞爺の給食センターの中にすべてを入れるとなると、規模的に無理であるということがありまして、また洞爺の給食センターについては、近代的設備でございます。

実に維持管理がかかるという問題もあります。

その中で虻田の方で、みんなまとめて行ってはどうだろうかということはあるんですけども、できることなら早くやりたいと思ってはいたんですけども、教育委員会の担当でいろいろ、PTA関係者、あるいは学校関係者の皆さんといろいろとお話合いをしてきた訳でございまして、なかなか洞爺の給食は虻田と違いましてかなり暖かいものをすぐに出すというやり方をしております、なかなかご理解を得るのが難しいというものがございまして、今後それは理解を得られないままですね、進めるというわけにはいきませんので、少し時間をかけて検討しましょうということにしております。

その中で当然、給食センターの統合については、一番大きいのは人件費の削減であります。

従いまして、少々改修費用がかかっても将来的にはそれも減っていくということもございまして、虻田のみならず洞爺の改修というの、一緒に頭に入れて考えていかないと駄目なのかなと思っております。

虻田の方だけにこだわっている訳ではございません。

もう一つは、今、難しいんですけども、常設保育所ごとに調理員を置いています。

と、いうのも現行法令では、保育所の調理については、その場所で行わなければならないということになっております。

その辺についても、今後、政府が変わりましたから、いろいろな幼保一環教育といろいろと打ち出しておりますから、その辺を考えれば、例えば調理について、給食センターで出来れば、今度、保育所の調理員の削減ができるのではないかとこのものもありますから、そういうものも含めてですね、2年間かけて十分に検討しましょうということにしております。

そういうこともございまして、22年度実施とありましたけれども、24年度に変更したことでございます。

**事務局** 以上でございます。

**委員** よろしいでしょうか。

人員の適正配置計画の中で、今、温泉と洞爺と2箇所ありますよね。

その辺の町としての展望というか、将来的な人員配置の中の位置づけというのはされているのでしょうか。

**副町長** 今、ここに本庁がございましてけれども、洞爺には総合支所、洞爺湖温泉には温泉支所がございましてけれども、その中で合併協議の中で当然、洞爺の方は総合支所、ある程

度力を持ったものということに合併協議で決まっておりますので、その中でやってきたんですけれども、将来的に言えば人員がどんどんこれから下がってくると、ということがございますから、当然ある程度の事務管理については、本庁が受け持っておりますね、支所的なもの、窓口対応的のもっていかないとですね、なかなか人員削減したときに取り組めないということになりますので、将来的にそうなっていくんだらうなと思っています。

ただ、農業関係については、いろいろと論議がありまして、農業といっても虻田地区についてはほとんどなく、洞爺の高台はほとんど農業となりますので、その辺で農業関係をどうするのか、例えば洞爺の方に農業振興課を置くとかは、そういうことは当然に検討材料ですけれども、今後の将来としては、支所的なものについては、窓口的なものにもっていかざるを得ないということで考えてございます。

**委員** 現時点においてはまだ具体的な方向は決定していないという解釈でよろしいですね。

**副町長** 現時点では、そういうことになっていくんだらうなと思っていますので、これについては合併協議の中で何年間はどうするのかということが決められておりますので、それよりは早く縮小していておりますけれども、これを一辺にやるというわけにはいかないということです。

**会長** よろしいでしょうか。

修正案についての説明は終わりましたが、結果的には3つとそれから、今お話の問題と、皆さんにお聞きいただいたわけでございますけれども、これについて、第一の財政健全化案の変更内容についてのご質問を受けたいと思いますけれども。

内容としては、坂を少し削っていこうという、向こうにもっていったという内容になったわけですね、修正案については。

**税務財政課長** 一部ですね、相対的には変更していませんけれども。

**会長** 高砂貝塚や給食センターですとか。そういうものを遠くに延ばしたと。

**委員** 給食センターについてですが、2年間、統合延長してね、そして副町長さんがおっしゃったようにですね、いろいろと検討しましょうということでね、今、計画を変更しますよということでそれはその方がいいと思うんです。

この健全化計画、27年度までの計画になっていますから、給食センターを2年延ばしたとしても、実際の財政健全化が求められているのは、24年度末ぐらいで一応は終わるなりするんでしょうけれども、27年度までの計画を詰めるときには、人件費が実施になれば900万円くらい、今のところ浮いていくんではないかと、統合すれば、そういうお話ですが、保育所が入ってくればその話は多少話しは変わるかもしれませんが、そのことと。

それから先程からお話がありましたように、施設を改修する、どちらにしても改修しなければならぬ要素がありますからね、何千万円かかるものなのかということも出てきますよね。

これは、単年度については、人件費の縮減につながりますけれども、かかる改修費が大

きなものになってくれば、なかなかその財源が大変になってくると。

その負担が出てくるということもありますのでね。

そうすれば改修、統合したことによって、5年くらいで改修費をかけても、人件費が減少していくんだから、5、6年経てば、それくらいのもとには取れますよという見通しが立たないと、なかなか改修ができないんじゃないかと思うんですよ。

ですから、その辺も2年間の延長の中で十分に検討していただきたいと思います。

それが出てくれば、この計画自体にも新たに投資的事業になるかはわかりませんが、あるいは起債事業なんかも関係するのではないかと思いますけれども。

そういう経費が当然盛り込まれてくると、セットになって盛り込まれてくるものだというふうに思っていますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

**副町長** その点については、双方の給食センターを改修するのか、特に洞爺給食センターについては、大幅に改修しなければなりませんので、その辺でどれくらいできるのかということについては、教育委員会で指示しています、その辺を比べて検討するという事です。

これについては、保育所の統合にも同じことが言えるわけでございまして、今、新しい保育所を建設することによってどうなるかとの話になるとなかなかすぐに統合ということにはならない。

ただ、保育所についても、だんだん古くなってきていますのでいつかはやらないといけないということを頭に入れながら、こちらについても検討していきたいということです。

**会長** 財政健全化計画（案）について、ご質問ございませんか。

次の財政健全化計画（案）の変更に伴う実施計画の変更についてでございます。

ご質問があれば、よろしいでしょうか、これについて、議会へ提出するまとめとしたいのでよろしくをお願いします。

先程、議員の定数の削減について、お話がありましたが、削減すれば経費は落ちますけれども、それはただ現給与体系から一人当たり、そのまま動かさないと削ったものでしょうか。それとも全体のバランスの中でこのくらいが議員報酬であるというふうに考えたものでしょうか。

**税務財政課長** 直接的な議員報酬的なものもありますし、活動費として議会費という項目の中で、例えば出張旅費ですとか、会議の出席の費用弁償的なものもございますので、現在の活動費も含めた費用を4名削減することによっての効果額算定をしております。

**委員** 冒頭、12月22日の定例議会に係る案件というのは、今日のこの洞爺湖町財政健全化計画、これが上程されて、議決されるということでしょうか。

**税務財政課長** 今日、この修正箇所をご説明した、平成27年度までは議会の議決事項ではないというふうに一応は考えてございます。

というのは、行政側が目標として計画したもので。

なぜそういうふうになるのかというのは2つの課題がありますけれども、法律に基づく、

新しい健全化法に基づく実質公債費比率という基準。

それを改善するには国に計画書を提出しなければならないと、そのたたき台。

ただ、収支のことを考えると、26年度までご存知のとおり単年度収支が保たれないという状況が見直しをしてもございますので、平成27年度だと、町が独自に考えている計画の中では収支バランス取れると。

それで平成27年度までの計画としたと。

法律で基づき、求められているもの、これは議会に議決を経て国に出す部分でございませぬけれども、平成24年度で達成できるという見通しでございませぬので、議会に議案として提出し、審議をいただく部分につきましては、平成21年度から平成24年度までの部分について、この計画書から抽出されたもの、中身は同じですけれども、期間が平成27年度までではなくて、平成24年度までという考え方で計画しているところでございませぬ。

**委員** 部外の監査委員といいますか、税理士を町で選任してませぬよね。

その方にも受けているという解釈でよろしいでしょうか。

**税務財政課長** 内容的に概略をご説明申し上げますと、12月8日に最終的な外部監査人の、札幌の税理士に町の財政健全化計画がこの計画どおりに実行、計画内容を含めて実行可能かどうかという部分について検証をいただいたと、監査をいただいたと、12月8日にその外部監査人による所見が、町、町監査委員へ提出されて結論から言うと、達成可能でしょうと、外部監査人の判断ですので、指摘等があればこの計画書自体を見直し、箇所について修正して、国に出す計画案も含めて改善をしなければならないが、大きな部分での指摘等はございませぬので、今年度から進めていた計画書、一部先程ご説明した部分の修正はありますけれども、この計画案で望みたいという内容でございませぬ。

**委員** そうすると議会に出すのは、外部監査委員が認めてくれたのも、議会を求めて、実質22年度から24年度までの公債費比率を国の基準以下にするためには、27年度まで作っているこの計画のうちの24年度分まででこれは達成できますよと、それについては問題ありませんと、この計画のとおり進めてくれれば実行可能な計画だし、公債費比率も国の基準を下回る、問題ありませんという所見をいただいておりますと。

それを基に24年度までを議会の議決として出しますよということであれば、私は問題ないと思います。

あくまでも、公債費については、下がっていくわけですから、ピークは過ぎようとしているわけですから、今、こういう健全化計画、27年度までとして作っている、この計画を実施していけば、公債費について言えば全然問題ないんだらうと思いますし、審議会について、24年度までの考え方で意見をまとめるのであれば問題はないかと思います。

27年度までについては、ここで意見を求めているわけではありませぬよね。

あくまでも、議会の議決を経るための、24年度までということですよ。

**税務財政課長** 今回、外部監査委員に検証していただいた内容につきましては、町の27年度までの収支バランスも含めての計画書です。

これがたたき台となっていますので、法律で求められているものは、実質公債費比率の分ですけれども、それに付随して収支のバランスがとれていない部分であらたな改善項目も含めて24年度までの期間ですけれども、考え方はこの27年度までの計画の項目、収支の状況も含めてですので、外部監査委員については、この27年度までのこの計画書の検証をいただいたということです。

**会長** 結果的には数値上については、この計画書は見ているんですけども、中身の問題ですよ。

結局、数値だけは、町民の人がわかっていたらOKだよと言っていただければいいんでしょうけれども、さきほどの給食センターの問題みたいにちょっと待ってということになってくれば、これが繰り返されてきますので、ですからその辺についても、審議の内容も含めて、なるべく数値をこのものに近づけていけば、安全な財政にもっていけるわけけれども、町民が納得してくれれば問題はないでしょうね。

**税務財政課長** なお、国から求められている、24年度の期間でございますが、この計画書に盛り込んでいるあらたな改善策、収支バランスで、歳入の一時的な負担をいただくですとか、無料だったものを一部負担をいただくとか、歳出の削減項目があるわけではございますけれども、この項目は国に出す計画書に個別に項目立てしてございます。

その計画につきましては、22年度から実施する計画がいろいろな形で実行できないとすれば、その計画の変更が生じてきます。

その、変更をする場合については、議会の議決を経て、毎年決算が出た時点で検証をし、収支の状況も含めて計画書との差異があればその説明、それは報告書については、国に出すという形になっていますし、項目立てしたものは、実施年度とか具体的に率を計上している場合は率を変更する場合は、議会の議決を経て、変更の計画書を北海道を經由して国に出すという仕組みになっておりますので、毎年、毎年、実施の計画については検証されていくというふうになっておりますので併せてご報告させていただきます。

**委員** そういうことであれば、実質公債費比率の24年度分までの項目について、審議会等で検討してきたこの項目で実施すれば、可能だということですから、これを確実に実施してもらうように努力してもらうこととして、さらに別の項目が出たとして、これ以上にそういう削減できる要素があったとしたら、それはそれでいいということですよ。

最低限、ここに書いた、これはやるということですよ。

この健全化計画案を尊重して実施してほしいということによろしいのではないのでしょうか。

外部監査委員についても、そういう所見が出されているのであれば、さらに出来るものがあれば、一層、随時、毎年検討していかなければならないことですからね、いいのではないかと思います。

**会長** まず借金は基本的にはできないんですから、返済していかなければならないですよ、ですからこれ以上に、削減していければ早く健全財政として抜けられるんですよ。

審議会としては、これですと走って行ってくれば、問題はないのかなと思いますね。問題は財政の専門家に見てもらっても、この線でいけばなんとかなるだろうという答えをいただければ、無理な計画案ではないなと思ってはいますけれども。

**委員** 洞爺高校、給食センター、保育所については、優先順位があつていろいろと検討委員会があつて動いているのでしょうか。

**副町長** 保育所については、昨年から検討委員会を作りまして、中間答申いただきまして、また保護者と説明会を開くなどしてはありますが、それについては保育料の問題。

それから、保育サービスについて、悪いのではないかとというようなご意見もありますけれども、その辺も組み入れる形で改善を図ると。

3つ目としては、保育料金については、国の70%になります、洞爺湖町については、普通、近隣市町については、80%から85%の基準でやっていると。

洞爺湖町については、70%であると、はじめ80%くらいでお願いしたいということでしたが、なかなかそこまで行きませんで、75%くらいでいきましょうということになっております。

それからサービスも考えましょうと。

保育所の統合については、検討していくんですけども、早急な統合はできませんねという結論でございます。そのとおりだと思います。

それから給食センター関係につきましては、委員会的な組織はできておりません。

あくまでも教育委員会としていろいろPTAですとか、関係の皆さんと協議していたという内容ですから、検討委員会とかはできてはいませんけれども、これを今後検討を必要とする場合はどうするのかですね、役場だけでやるのか、民間の方を入れてやるのか、審議会等をお願いするのか、その辺も含めて検討していかなければならないなと思ってます。

それから高校の問題については、教育委員会が動いておりまして、いろいろと協議、正式ではないでしょうけれども、PTA、同窓会などの方々を含めてやっているみたいですが、まず教育委員会としての考え方をまず出して、これから住民と協議に入りたいというようなことで、教育委員会からは聞いております。

**委員** 補助金とか公共施設の使用料についても、各団体への説明ははじまっているのでしょうか。

**副町長** 説明というよりも、協議はしているとは思いますが。

ただ完全にこの額で行きますよということが決まっていまして、実はこれは、先週からの町政懇談会の中でいろいろと出てくる内容で、自治会の関係がございまして、特に集会所の使用料がどうなるのかなということで、まだ結論は出しておりません。

我々が考えているのは、体育施設については近隣市町で財政のいいところはみんな、受益者負担をいただいているですよ。

財政に乏しいうちだけが、やっていないということですから、これについてはなるべく

早くやりたいと考えていますし、次に社会教育施設、これについては大きな団体がすごく使っている場合がありますから、これにまともな料金をかけてしまうとすごい額になるという、いろいろな問題がありますので、その辺をどうするのか、検討しなければなりませんし、自治会の集会所の問題については、今、言った3つの施設については、減免で町民が無料となっています、使用料規程はあるんですよ。

あるんだけど、町民ですとか、関係団体は無料にしますよということになっていきますから、減免規定の見直しでございますけれども、集会所についてはなかなか住民に直結する問題で、自治会に関連する問題ですから、我々考えているのは、例えば冬の暖房料程度は負担いただけないかということで考えていますけれども、何がいくらでどうだとかの結論は出ておりません。

それについては、行財政改革推進委員会の中で、ある程度の結論を出して、おそらくいっぺんにはできないと思います。

どれを先に行い、どうやるのかということについては出していきたいと考えております。

それから、後で担当のほうから申し上げるかと思えますけれども、事務事業評価について、まだやっておりますけれども、散々やっておりますので、我々役人でございますから、長年行政で生きていまして、これ以上やるとなかなか厳しい状況で、正直申し上げまして、やはりそれをやろうとしたら住民の姿が目に見えますし、そういうことでやることはやりますけれども、その中で審議会に出てくるわけでございますけれども、審議会の委員の皆さんの忌憚ない輪の中です、やっていただければと私は考えております。

案は出しますけれども、なかなかこれ以上切り込むというのはなかなか厳しいという実感をもっております。

それから補助金については、一次評価を行いました。

各団体から出していただいたですね、評価をしたわけでございますけれども、その中ですべての団体ではないですが、多くの団体が自主的にその事業は当面休止としましょうということを出してきました、自ら減らして調書を出してきているのが結構あるということでございます、かなり皆さんが財政健全化についてですね、住民の皆さんがかなり認識、理解が得られてきているのかなという感じがします。

補助金については、われわれ厳しくやっていきたいのでよろしく願いいたします。

**会長** ほかにございませんか。

**委員** 確認なんです、24年度までは一切借金はできない、起債は起こせないという状況にあるんでしょうか。

**副町長** 事業が決まっているものは、起こせます。

**委員** ちまたでは、起債事業については、実質公債費比率を改善するまでは、国が許可しないとか認めないからそれをクリアするまでは、一切起債は認められない、許可されないという話を、聞いたりしたものですから。

**税務財政課長** この資料でお配りしているところの収支の状況で町債の欄、平成27年

度までありますけれども、一番大きな部分については、国で言えば赤字国債みたいな、ようは地方交付税の不足部分を借金で補っている部分、2億前後、それはずっと見ていますし、一般会計ベースで言いますと後年度については、25、26、27年度についてはそれだけ。

前半については、今計画している洞爺の22年度に終わるまちづくり交付金事業だとか、漁港整備事業の中の負担部分、それを盛り込んでいますし、町全体としては、道と協議している、確かに実質公債費比率の問題がありますから、許可を得ないと出せれないと。

実は21年度もこの計画書が国に出されて初めて21年度の起債の許可をしますよという今、段階です。

こういう制限がないところは、極端な話、北海道が、今、地方分権で協議性なんです。許可ではなくて。

こういう事業でこういう借入を予定しています、協議するだけなんです。

しかし、うちはそういう状況ではないですけども、そういう状況ではないですけども、そういうような流れもありますから、他の水道や下水道、小額ですけども、特に水道については、洞爺地区の老朽管布設替えの計画を先延ばししてきていますから、多い年は水道事業で、1億弱ぐらいの起債を借り入れする計画は盛り込んでいます。

ですから、ゼロではありません。

あくまでも、許可ですので、比率が計画どおりに下がっていかないと、どうしてですか。

下がっていかない部分を次の年に改善するということになりますから、その時点でもしかしたら、それには一番問題なのは分母なんですよ。

交付税がどういう推移に行くのか、国の制度だけではなくて、国税収入が下がってけば、おのずと割合は決まっていますから、町税の推移、12億ぐらいの状況ですが、経済状況が収納率が影響しますので、そのへんが一番心配といいますか。

**会長** 他にございませんか。

**委員** 健全化計画について、何度も修正されたり、変更していますからね、相当詰まってきた数値なんだろうなということについてはわかるんです。

ただ、この数値について、今、いろいろな町政懇談会をやったり、いろいろな専門的な分野で検討しているということなんでしょうけれども、今日も町政懇談会があるということで、実はいろいろな意見が出ると思うんですよね。

当然、新聞等によると住民負担が当然重くなっているという記事なんかになればね、それは困るというふうに思うわけだから、当然そういう懇談会やなにかにいろいろな意見等、改善するような意見も出されると思うんですけども、ここまで数値的に詰まっているものを、そういう住民の方がいろいろな要望などに対して、今後どのような形で、町民の意見を反映させながら、この計画案に盛り込んでいくということがよくわからないということと、本来であれば住民の意見を聞きながら、それを土台にして計画をたてるのが筋なんだろうけれども、そうでなくて、こちらがだーっと進んでいって、これを町民の皆

さんお願いします、読んでくださいみたいなかたちのね、逆の形になっていますから、町政懇談会やってそれが本当に生かされるのかなと、この計画案にね。

そのへんがよくわからないということがあって、今計画している、懇談が出されるそういう要望について、どういうふうに関後やろうとしているのかをお聞きしたいんですけれどもね。

**副町長** 既に健全化計画として、成案になっているということございますから、今後につきましては、これは成案としてやっていくということです。

ただ、先程申し上げましたけれども、例えば収入自体について、わからないと思うんですよ。

政権が変わり、かなり地方情勢が変わりましたので、こういう経済不況下ですから。

今後の平成21年度の補正予算で地方支援、3兆5,000億円出すという話ですが、普通に考えれば多くなるという考え方ですが、国税収入が下がって、普通交付税の減少分を3兆5,000億円分をそれだけは確保するよという話であって、一銭も増える話ではないです。

そういうことを考えると、不安なのは今後の交付税の行方、当然町税についてもこのままでいけばこの不況下ですから、下がってきますから。

それで交付税が予想以上に下がれば、分母も下がりますし、公債費比率は下がらないです。

こういうふうになりますし、逆に財政シュミレーションがうまくいって、収入が確保され、歳出のほうもうまく削減できれば、余裕ができれば当然、私ども考えているのは、回避したいのは、24年度、25年度の固定資産税の超課課税。

これが、一番住民に負担を強いるものですから、これをまず辞めたいと、一番先にですね、考えていますし、当然、先程申し上げましたように一年、一年、検証しないとどうしようもないと。

どういうふうに関世の中が変わるのか、すぐには変わりませんが、多少は変化してくると、その中でやはり住民に意見を聞きながらですね、例えばこういうのをやめてほしいですとか、そのようなことがあれば、取り入れるものがあれば、十分に取り入れていかないとだめだと思います。

ただ、24年度までは、項目自体を変えて今、額が動いているものがありますけれども、項目自体なくなると、議決事項になりますから厳しいものがあるんですけども、一年、一年検証の中でいろいろと住民の皆様に意見を聞きながらやっていかないと、理解も得られませんし、協働でできないのかなと思っています。

**会長** 新聞なんかでは、われわれが考えられている以上に厳しい財政内容を発表して、皆さん、町の財政が厳しいということは、徹底していると思います。

結論として、どういうふうに関いたしましょうか。

**委員** 速やかな執行を上手に、反対等されて2年延期だとかあるかとは思いますが、そこ

を上手に計画、執行していただければと思います。

この意見でいいと思います。

**会長** なければ、修正案について、了承して、その執行を円滑に行うようお願いすると議会の方に提出することとしてよろしいでしょうか。

【委員から意義なしの声あり】

**会長** それではそういうことで、項目については決定をしたということにいたしたいと思えます。

それではその他に入りたいと思います。

現在の行財政改革の推進状況について、お願いいたします。

**事務局** 事務局から、その他ということで、現在の行革の推進状況について、報告させていただきます。

では、先程、副町長の方からもお話がございましたが、事務事業評価でございます。

これにつきましては、全庁的なそれぞれの課に対する掛け声といたしましては、とにかく単年度収支を改善するということから、とにかく3歩後退して1歩前進するというイメージで事務事業の総点検を実施して、少しでも改善すべきことがないかということ、集中的に11月、12月にかけて出てきたシートを行財政改革推進委員会で検討しているということでございます。

総事業の数としては、全体で225件を超えるシートを出して、その中でそれぞれの行政サービスの中で落ちがないということで行っています。

数かかなりの量ということで、一般行政サービス評価、補助金分の評価、公共施設の評価ということで、これについては、受益者負担の適正化に関わりますが、今年度については、3段階で評価を実施しているということです。

一般行政サービス評価については作業を終えていますし、補助金の評価と併せて団体の方から調書を出していただいて、1回目の審査を終えたという段階です。

この後については、受益者負担の関係でこの12月末から1月上旬にかけて、検討結果をまとめ、最終的に団体や皆さんにもお知らせをするという形をとっていこうというような流れで進めております。

ですので、なかなか予算を確保するのは難しいのですが、現在実施の町政懇談会の中で少しでも業務改善することによって、サービスの向上、効率化できることをできないかということで常に出てきた意見については、全庁的に情報の共有をしながら、業務の改善に努めていくということで考えて作業を進めているということでございます。

現在進めています、行財政改革の大きなものについては、申し上げたように事務事業評価の中で22年度に向けての改革改善方針を出していくということで取り組んでいます。

ですので、22年度に向けての改革改善方針が出ましたら、集中改革プランにこれを今回認めていただいたものを、固定することなく、新しいものはどんどん付け加えていきたいと考えていますので、また新しい改革改善の町の考え方ができましたら、開催をしご意見

を伺いたいと思っています。

次に地域懇談会の住民の意見等ということで、11月30日から今年度、平成21年度の町政懇談会について、開催をしてございます。

本日も役場のほうでの開催を予定しています。

これまで、住民の皆様から、多く声として出されている部分について、何点か話題として、報告させていただきます。

町立高校について、なるべく早期に結論を見出してほしいというような意見から、補助金全般の見直し内容についてという質問が出されています。

具体的には、洞爺湖温泉の花火に対する補助金の見直しをする考えはあるのかなどの意見もあります。

その中で、公共施設の使用料について、体育施設、社会教育施設、集会施設などの受益者負担適正化などについては、配慮願いたいということでございます。

地区的には道路の問題について、安全対策に関わる部分ということで、道路行政に関わる部分について意見が出されております。

それから教育行政分野については、保育所、給食センターはじめ、それに関する質問、公営住宅の使用料、町税関係に関する滞納処理対策の状況について、意見も出されている状況でございます。

また議会に関する定数削減や報酬の状況について、職員の削減の説明と併せた形の中で多く意見が出されているという状況でございます。

以上、これまでの開催の中で地域懇談会における地域住民からの要望、意見を含めた主な内容となっております。

以上です。

会長 質問ございませんか。次、よろしいでしょうか。

事務局 今後の会議日程です。

年の瀬も迫った中で、本日の審議会を開催していただきまして、次回につきましては、予定で1月中旬を予定してございます。

また、日程調整については、会長と相談をし別途、ご案内したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

**会長** 他ございませんか。

**委員** こういう職員が一生懸命作っていただいて、これをもって進んでいくんですけども、最終的に職員の意識改革が必要であると、前回も出ているかと思っておりますけれども。

行事に取り組む姿勢について、見ているとどうかと思います。

それが、イベントについては、町民の目につくので、職員の温度差があるかなと思います。

研修などについて、徹底してほしいと思うし、給与削減による意欲がいろいろな面でな

くなっているのか、わかりませんが、そういうところが見えないと思っています。

企画で案を立てても末端まで、職員が徹底しているのかなと疑問に思います。

一生懸命にやる職員が馬鹿を見るような職場では、あってはならないと思います。

人間は楽をするほうによってしまし、一生懸命にやっている職員については、逆に浮き足立ってしまう、最後は馬鹿くさくなって一生懸命やっている幹部は叙々に力を失っていくようなところを見受けられるということがあるので、その辺も並行して大変ですけども、意識改革をやってもらいたいと思います。

**副町長** 職員の関係がございましたけれども、健全化等、町の財政悪化といわれても久しいかと思います。

その間、課長会議をはじめ、全ての中で財政の説明会というのは全職員に対し数回行っていますので、かなり末端まで財政問題については、職員一人、一人理解、認識していると思います。

また職員組合についても、委員会組織を設けまして、行財政改革に対しまして、もっとこういう改善をしたほうがいいのではないかなどの提案もありまして、それも交渉事項となっています。

組合自体もいろいろと考えて提案してきているところですが、精神的には財政悪化して給料が下げられるから、だんだん力、意欲がなくなるというのは困るわけございまして、もう新しい計画を立てた以上はこれを達成してですね、5年後には戻しましょうということに職員もそうなっているのではないかと思いますので、今後十分に認識を求めていきたいと思っています。

**会長** 絵に描いたもちにならないようにしていただきたいと、借金地獄から抜け出して、新しい町を作っていく、これがわれわれの希望だと思っています。

厳しいご意見が出たかと思いますが、執行者方々もこれを参考にさせていただきまして一つよろしくお願ひしたいと思います。本日はありがとうございました。

**(終了時刻 15:35)**